大 連 協 第 2 号
令和３年４月１２日

所有者・管理者（調査者・検査者）　様

大阪府内建築行政連絡協議会

定期調査･検査の実施･報告について（お知らせ）
（新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した受付）

平素は、大阪府内の建築行政の推進にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響により、建築基準法第 12 条に基づく定期調査・検査報告を行うことが困難となる状況が伺えます。

そこで今年度限りの配慮とし、感染症防止等の理由により調査・検査（以下、調査等という。）を制限することが適切であると所有者・管理者が判断され、調査等の実施を完了させることが困難である場合については、その時点で可能な限り調査等を実施した上で、以下の取扱いとします。

【一部調査等が行えない部分の取り扱い】

（(例）感染防止等の為、入室や立ち入りが禁止となっている部分がある場合。）

① 該当の室やエリアを図示（建築物調査・防火設備検査の場合）や特記事項（建築設備検査の場合は、別表 1～4　の測定表を活用）で示す。

② 実施できない調査・検査項目について、判定を「要是正」とする。

③ 指摘の具体的内容等には、調査等未実施の理由を記入。

④ 改善策には、改めて調査等を実施する旨を記入する。

⑤ 当該「要是正」箇所の写真は撮影困難な場合は省略可。（但し、関係写真　様式に省略する旨を特記する。）

⑥ 改善（予定）年月には、未実施部分の調査等が可能となる見込みの時期の年月を記入する。（予測できず未定であっても、1 年後等の見込を一旦立てる。）

⑦ 未実施部分であった部分の調査等を行った場合は、改善完了報告書等により当該特庁行政庁に報告。

【調査等が全体的に行えず報告時期に間に合わない場合】

特定行政庁に状況を伝え、個別対応の相談を行う。

【問合せ先】
・特定行政庁担当部署（別紙連絡先一覧参照）　または
・一般財団法人 大阪建築防災センター（営業時間：9:00～17:00）
大阪市中央区谷町 3-1-17 高田屋大手前ビル 3 階　　TEL：06-6943-7275

※大阪府内建築行政連絡協議会とは大阪府内の建築行政の円滑かつ適正な運用を図るための協議会です。

（別紙）

【連絡先一覧】

担当市町村	担当部署	TEL
大阪市	【建築】大阪市 都市計画局 建築指導部 監察課	06-6208-9312
	【設備】大阪市 都市計画局 建築指導部 建築確認課	06-6208-9304
豊中市	豊中市 都市計画推進部 建築審査課	06-6858-2422(建築) 06-6858-2420(設備)
堺市	堺市 建築都市局 開発調整部 建築防災推進課	072-228-7482
東大阪市	東大阪市 建築部 建築指導室 建築安全課	06-4309-3245
吹田市	吹田市 都市計画部 開発審査室 監察担当	06-6384-1994
高槻市	高槻市 都市創造部 審査指導課 監察チーム	072-674-7567
守口市	守口市 都市整備部 住宅まちづくり課	06-6992-1698
枚方市	枚方市 都市整備部 開発指導室 審査指導課 防災 G	072-841-1438
八尾市	八尾市 建築部 審査指導課 監察係	072-924-3852
寝屋川市	寝屋川市 都市基盤整備部 審査指導課	072-824-1181 （内線 2733）
茨木市	茨木市 都市整備部 審査指導課 監察係	072-620-1661
岸和田市	岸和田市 まちづくり推進部 建設指導課 建築指導担当	072-423-9571
箕面市	箕面市 みどりまちづくり部 審査指導室	072-724-6866
門真市	門真市 まちづくり部 建築指導課 開発安全グループ	06-6902-6341
池田市	池田市 まちづくり推進部 審査指導課	072-752-1111
和泉市	和泉市 都市デザイン部 建築・開発指導室	0725-99-8141
羽曳野市	羽曳野市 都市開発部 建築指導課	072-958-1111 （内線 2555）
上記以外の市町村	大阪府 住宅まちづくり部 建築指導室 建築安全課	06-6210-9726